

「住宅宿泊事業（民泊サービス）」関係者の皆様へ

「住宅宿泊事業法」に規定する「住宅宿泊事業(いわゆる「民泊サービス」)」を行われる場合には、その規模や形態によって、

宿泊施設（部分）が、消防法令に規定する「旅館・ホテル等（消防法施行令別表第1（5）項イ）」として扱われる場合があります。

この場合、事業者には消防法令を遵守する義務が生じ、次のことが必要になるとともに、消防職員による立入検査の対象となります。

- 住宅宿泊事業法に係る手続とは別の消防法令に関する手続き
- 消防法令への適合、設置されている消防用設備等の維持管理



※**民泊サービスを開始される前**に、施設所在地を管轄する消防機関（裏面参照）へ**消防法令に係る手続等の詳細について必ず御確認ください。**

○消防法令により必要となる消防用設備等

- 消火器
- 自動火災報知設備
- 誘導灯
- 防炎性能を有するカーテン、布製ブラインド、絨毯等の使用



※ これらの設備等は、事業部分の面積、建物構造等により設置が不要となる場合もあります。

○消防法令や各市町等の火災予防条例により必要となる手続

- 民泊サービスとして使用を開始する旨の消防への届出
- 必要となる消防用設備等を設置（変更）する場合における各種届出書の提出及び設置後の消防による検査
- 設置された消防用設備等の定期的な点検及び消防への結果報告
- 防火管理者の選任(解任)及び作成された消防計画書の届出

※ これらの手続は、事業部分の面積、建物構造、収容人数等により不要となる場合もあります。

山口県総務部消防保安課消防救急班
電話 083-933-2399

○ 本件に関する山口県内消防本部（局）の管轄別代表連絡先

管 轄 地	消防本部(局)	連絡先	電 話
下関市	下関市消防局	予防課	083-233-9113
宇部市 山陽小野田市	宇部・山陽小野田 消防局	予防課	0836-21-7599
山口市	山口市消防本部	予防課	083-932-2609
防府市	防府市消防本部	予防課	0835-23-9903
周南市 (旧熊毛町を除く)	周南市消防本部	予防課	0834-22-8773
下松市	下松市消防本部	予防課	0833-45-1882
光市、田布施町 周南市の一部(旧熊毛町)	光地区消防組合 消防本部	予防課	0833-74-5602
柳井市、平生町 上関町、周防大島町	柳井地区広域消防 組合消防本部	予防課	0820-23-7774
岩国市 和木町	岩国地区消防組合 消防本部	予防課	0827-31-0196
長門市	長門市消防本部	予防課	0837-22-5297
萩市 阿武郡阿武町	萩市消防本部	予防課	0838-25-2798
美祢市	美祢市消防本部	予防課	0837-52-2286

※ 上記連絡先は各消防の代表問合せ先であることから、詳細な問合せ先については別の連絡先(消防署・消防出張所等)を案内される場合があります。

※ 通常平日の8時30分から17時15分までが問合せ時間となります。
(消防により異なることがあります)



「民泊サービス」事業を開始される場合には、事業者が、施設利用者の安全の確保に対する責任を負うこととなります。
安全・安心な施設を提供していただくために、消防法令の遵守について御理解ください。



○ 消防法令による自動火災報知設備の設置が不要となる場合においても、各市町で制定されている火災予防条例により、寝室等には**住宅用火災警報器の設置が必要**となります。

既に設置されていても、電池切れ等により作動しなくなる場合がありますので、**定期的な作動確認**を行ってください。